

令和3年第3回定例市議会議案

岸和田市

令和３年第３回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第11号	専決処分の報告について	P. 1
報告第12号	令和２年度岸和田市継続費精算報告書の報告について	P. 11
報告第13号	令和２年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について	P. 15
報告第14号	令和２年度岸和田市健全化判断比率の報告について	P. 19
報告第15号	令和２年度岸和田市資金不足比率の報告について	P. 21
認定第１号	令和２年度岸和田市決算認定を求めるについて (一般会計及び各特別会計)	別冊
認定第２号	令和２年度岸和田市上水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第３号	令和２年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第４号	令和２年度岸和田市病院事業会計決算認定を求めるについて	〃
議案第59号	専決処分の承認を求めるについて (令和３年度岸和田市一般会計補正予算（第７号）)	P. 23
議案第60号	専決処分の承認を求めるについて (令和３年度岸和田市病院事業会計補正予算（第１号）)	P. 45
議案第61号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	別途送付
議案第62号	岸和田市特定個人情報保護条例の一部改正について	P. 59
議案第63号	岸和田城条例の一部改正について	P. 63
議案第64号	岸和田市特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について	P. 67

議案番号	件名	備考・頁
議案第65号	令和3年度岸和田市一般会計補正予算（第8号）	P. 77
議案第66号	令和3年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 85
議案第67号	令和3年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	P. 89
議案第68号	令和3年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）	P. 93
議案第69号	令和2年度岸和田市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	P. 95
議案第70号	令和2年度岸和田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	P. 97
議案第71号	高石市と岸和田市との間における埋蔵文化財に係る事務の委託に関する協議について	P. 99
議案第72号	財産取得について （大型提示装置）	P. 103
議案第73号	教育委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第 9 号

和解について

本市は、次のとおり和解をするため、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により専決処分する。

令和3年7月2日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

事 案	和 解 の 概 要
都市計画道路岸和田港福田線整備における土地収用にかかる損失補償額について変更等を求めるもの	相手方2名に対し、和解金として一人当たり999,000 円を支払うこと等により和解する

専決処分第10号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年7月26日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

専決処分第13号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第4号の規定により専決処分する。

令和3年7月30日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
林道上における自転車等破損事故	161,163円 (車両等修理費)

報告第12号

令和 2 年度岸和田市継続費精算報告書の 報告について

令和 2 年度で継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令第145条第 2 項の規定により継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 24 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和 2 年度岸和田市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績						比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 と の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		
					国庫支出金	府支出金	地方債			その他	国庫支出金	府支出金			地方債	その他	国庫支出金		府支出金	地方債
08	08	市 住 宅 整 備 事 業	30	円 500,000,000	円 250,000,000	円 250,000,000	円 0	円 428,630,000	円 322,920,000	円 105,700,000	円 10,000	円 71,370,000	円 △ 72,920,000	円 0	円 144,300,000	円 0	円 △ 10,000			
木	宅	費	元	524,200,000	66,836,000	457,300,000	64,000	350,880,000	66,836,000	283,000,000	1,044,000	173,320,000	0	0	174,300,000	0	△ 980,000			
			2	286,300,000	143,150,000	143,000,000	150,000	349,147,600	171,257,000	169,800,000	8,090,600	△ 62,847,600	△ 28,107,000	0	△ 26,800,000	0	△ 7,940,600			
			計	1,310,500,000	459,986,000	0	850,300,000	214,000	1,128,657,600	561,013,000	0	558,500,000	0	9,144,600	181,842,400	△ 101,027,000	0	291,800,000	0	△ 8,930,600

報告第13号

令和2年度岸和田市下水道事業会計 継続費精算報告書の報告について

令和2年度で継続年度が終了した事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和２年度 岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					国 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		国 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		国 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金
1	資本的支出	1 大3号 北原 下水 機他 ポン プ更 新事 場業	元	円 50,000,000	円 25,000,000	円 22,500,000	円 2,500,000	円	円 49,456,000	円 24,728,000	円 22,200,000	円 2,528,000	円	円 544,000	円 272,000	円 300,000	円 △28,000	円 0
			2	75,000,000	37,500,000	33,700,000	3,800,000		75,466,600	37,733,000	33,900,000	3,833,600		△466,600	△233,000	△200,000	△33,600	0
			計	125,000,000	62,500,000	56,200,000	6,300,000	0	124,922,600	62,461,000	56,100,000	6,361,600	0	77,400	39,000	100,000	△61,600	0

報告第14号

令和2年度岸和田市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度岸和田市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

(単位：％)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.38	20.00
連結実質赤字比率	—	16.38	30.00
実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	11.6	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」と表示している。

報告第15号

令和2年度岸和田市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度岸和田市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

(単位：％)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率は資金不足額がない場合、「—」と表示している。

議案第59号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第11号

令和3年度岸和田市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度岸和田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,195,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月28日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		20,217,805	30,000	20,247,805
	02 国庫補助金	3,570,783	30,000	3,600,783
16 府支出金		6,321,529	13,000	6,334,529
	02 府補助金	1,385,163	13,000	1,398,163
歳入合計		80,152,062	43,000	80,195,062

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
04 衛生費		8,069,101	30,000	8,099,101
	06 病院費	1,402,547	30,000	1,432,547
09 消防費		1,926,392	13,000	1,939,392
	01 消防費	1,926,392	13,000	1,939,392
歳 出 合 計		80,152,062	43,000	80,195,062

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,217,805	30,000	20,247,805
16 府支出金	6,321,529	13,000	6,334,529
歳入合計	80,152,062	43,000	80,195,062

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
04 衛生費	8,069,101	30,000	8,099,101
09 消防費	1,926,392	13,000	1,939,392
歳 出 合 計	80,152,062	43,000	80,195,062

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
30,000	0	0	0	0
0	13,000	0	0	0
30,000	13,000	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,217,805	30,000	20,247,805
02 国庫補助金	3,570,783	30,000	3,600,783
01 総務費国庫補助金	663,957	30,000	693,957

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 総務管理費補助金	30,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 30,000 (企画課)

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,321,529	13,000	6,334,529
02 府補助金	1,385,163	13,000	1,398,163
07 消防費府補助金	3,060	13,000	16,060

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 消防費補助金	13,000	救急・救命事業費補助金 13,000 (警備課)

3 歳 出

(款) 04 衛生費 (項) 06 病院費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	8,069,101	30,000	8,099,101	30,000	0	0	0
06 病院費	1,402,547	30,000	1,432,547	30,000	0	0	0
01 病院費	1,402,547	30,000	1,432,547	30,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
23 投資及び出資金	30,000	031600 病院事業会計繰出事業 (経営管理課)	23 投資及び出資金 30,000 投資及び出資金 30,000

(款) 09 消防費 (項) 01 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
09 消防費	1,926,392	13,000	1,939,392	13,000	0	0	0
01 消防費	1,926,392	13,000	1,939,392	13,000	0	0	0
01 常備消防費	1,634,542	13,000	1,647,542	13,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	9,000	107500	10 需用費 9,000
		救急・救命事業 13,000	医薬材料費 9,000
17 備品購入費	4,000	(警備課)	17 備品購入費 4,000
			機械器具費 4,000

議案第60号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第12号

令和3年度岸和田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度岸和田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,182,200千円	30,000千円	1,212,200千円
第3項 他会計繰入金	380,000千円	30,000千円	410,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,267,778千円	30,000千円	2,297,778千円
第1項 建設改良費	805,542千円	30,000千円	835,542千円

令和3年7月28日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

各 会 計 事 項 別 明 細 書

病 院 事 業 会 計

令和3年度 病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資 本 的 収 入			千円 1,182,200	千円 30,000	千円 1,212,200	
	3 他会計繰入金		380,000	30,000	410,000	
		1 出 資 金	380,000	30,000	410,000	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資 本 的 支 出			千円 2,267,778	千円 30,000	千円 2,297,778	
	1 建設改良費		805,542	30,000	835,542	
		1 病院増改築費	200,000	30,000	230,000	

資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 収 入	1, 182, 200	30, 000	1, 212, 200
項	3 他 会 計 繰 入 金	380, 000	30, 000	410, 000

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 出 資 金	380, 000	30, 000	410, 000	1 出 資 金
計	380, 000	30, 000	410, 000	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
30,000	出 資 金 30,000	

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 の 支 出	2, 267, 778	30, 000	2, 297, 778
項	1 建 設 改 良 費	805, 542	30, 000	835, 542

[illegible]

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
30, 000	工 事 請 負 費 30, 000	

議案第62号

岸和田市特定個人情報保護条例の一部改正について

岸和田市特定個人情報保護条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

岸和田市特定個人情報保護条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

岸和田城条例の一部改正について

岸和田城条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田城条例の一部を改正する条例

岸和田城条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び第3号」を削る。

別表第2 特定施設使用料の表多聞^{やぐら}櫓・隅^{やぐら}櫓の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第64号

岸和田市特定道路の構造に関する基準を定める条例 の一部改正について

岸和田市特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岸和田市特定道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岸和田市特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定める条例

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改め、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条―
第7章 補則（第34条）

第33条) 「第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条―第40条）
」を 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条―第44条）
」
第8章 補則（第45条）

に改める。

第1条中「特定道路」の次に「又は旅客特定車両停留施設」を加える。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける特定道路」を「設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に改める。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第40条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご」を「籠」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」を「。以下この条において」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第34条を第45条とする。

第7章を第8章とする。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場に」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設に」に、「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第44条とする。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第32条を第43条とする。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通

路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第31条を第42条とする。

第30条に次の4項を加える。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項本文に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第30条を第41条とする。

第6章を第7章とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするもの

とする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（出入口）

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
 - (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。
- 2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
- (傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ご

とに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
 - (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
 - (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。
 - 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(イ) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設

備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

令和3年度岸和田市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度岸和田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,299,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,494,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		20,247,805	1,016,156	21,263,961
	01 国庫負担金	16,600,127	159,214	16,759,341
	02 国庫補助金	3,600,783	856,942	4,457,725
16 府支出金		6,334,529	14,122	6,348,651
	02 府補助金	1,398,163	14,122	1,412,285
17 財産収入		1,294,097	145,910	1,440,007
	02 財産売却収入	1,090,365	145,910	1,236,275
18 寄附金		1,180,316	770	1,181,086
	01 寄附金	1,180,316	770	1,181,086
19 繰入金		1,781,003	△2,803	1,778,200
	01 基金繰入金	1,673,329	△2,803	1,670,526
20 繰越金		2,801	153,760	156,561
	01 繰越金	2,801	153,760	156,561
22 市債		5,656,400	△28,900	5,627,500
	01 市債	5,656,400	△28,900	5,627,500
歳入合計		80,195,062	1,299,015	81,494,077

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,600,157	△30,309	7,569,848
	01 総務管理費	6,284,480	△57,889	6,226,591
	03 戸籍住民基本台帳費	427,739	27,580	455,319
03 民生費		40,244,047	210,992	40,455,039
	02 児童福祉費	13,561,947	210,992	13,772,939
04 衛生費		8,099,101	815,835	8,914,936
	01 保健衛生費	2,999,949	815,835	3,815,784
07 商工費		818,273	13,000	831,273
	01 商工費	818,273	13,000	831,273
08 土木費		6,581,199	10,000	6,591,199
	07 都市計画費	4,870,919	10,000	4,880,919
10 教育費		6,936,848	123,043	7,059,891
	01 教育総務費	860,774	620	861,394
	02 小学校費	1,005,377	40,392	1,045,769
	03 中学校費	572,000	22,704	594,704
	04 高等学校費	741,211	21,380	762,591
	05 幼稚園費	1,784,500	24,247	1,808,747
	06 社会教育費	698,569	1,700	700,269
	07 保健体育費	1,274,417	12,000	1,286,417
13 諸支出金		43,480	156,454	199,934
	02 還付金	12,533	156,454	168,987
歳 出 合 計		80,195,062	1,299,015	81,494,077

第2表 継 続 費 補 正

(変 更 分)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
02 総 務 費	01 総務管理費	庁舎建替事業	千円 12,862,979	令和2年度	千円 0	千円 0	令和2年度	千円 0
				令和3年度	202,208		令和3年度	0
				令和4年度	912,003			
				令和5年度	3,268,438			
				令和6年度	2,295,450			
				令和7年度	2,554,631			
				令和8年度	1,113,235			
				令和9年度	2,412,599			
				令和10年度	104,415			

第3表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
斎場整備運営事業者選定支援業務委託 (斎場整備事業)	令和3年度から 令和5年度まで	千円 29,800
保育士等就職フェア業務委託 (教育・保育施設等運営支援事業)	令和3年度から 令和4年度まで	1,842

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業)	令和3年度から 令和6年度まで	千円 93,450	令和3年度から 令和6年度まで	千円 162,786

第4表 地 方 債 補 正

(変更分)

起 債 の 目 的	補 正 前								補 正 後									
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					備 考	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					備 考
				区 分	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他					区 分	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他	
庁舎建替事業	千円 36,300		%以内		年以内	年以内			令和3年2月 24日提出議案 第25号 3月23日可決	千円 0		%以内		年以内	年以内			
児童福祉施設 整備事業	14,800								令和3年2月 24日提出議案 第25号 3月23日可決	18,200								
学校教育施設 整備事業	13,800								令和3年2月 24日提出議案 第25号 3月23日可決	17,800								

議案第66号

令和3年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岸和田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,167,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
07 繰越金		1	13,786	13,787
	01 繰越金	1	13,786	13,787
歳入合計		22,153,705	13,786	22,167,491

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
07 諸支出金		21, 222	13, 786	35, 008
	01 償還金及び還付加算金	21, 222	13, 786	35, 008
歳 出 合 計		22, 153, 705	13, 786	22, 167, 491

議案第67号

令和3年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,105,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08 繰越金		1	480,770	480,771
	01 繰越金	1	480,770	480,771
歳入合計		17,624,495	480,770	18,105,265

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 積立金		446	371,099	371,545
	01 積立金	446	371,099	371,545
07 諸支出金		4,002	109,671	113,673
	01 償還金及び還付加算金	4,002	109,671	113,673
歳 出 合 計		17,624,495	480,770	18,105,265

議案第68号

令和3年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度岸和田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	15,000,861千円	781千円	15,001,642千円
第2項 医業外収益	1,031,872千円	781千円	1,032,653千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	15,006,391千円	781千円	15,007,172千円
第1項 医業費用	14,443,672千円	781千円	14,444,453千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,212,200千円	183,857千円	1,396,057千円
第2項 補助金	1,000千円	182,438千円	183,438千円
第6項 寄附金	0千円	1,419千円	1,419千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,297,778千円	183,857千円	2,481,635千円
第1項 建設改良費	835,542千円	183,857千円	1,019,399千円

第4条 予算第10条に定めた重要な資産の取得に次のとおり追加する。

	種 類	名 称	数 量
（1）取得する資産	医療機器	超音波診断装置	1式

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第69号

令和2年度岸和田市上水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

令和2年度岸和田市上水道事業会計の未処分利益剰余金について、次のとおり処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 資本金に 962,819,000 円を組み入れる。
- 1 処分後の残余 186,684,356 円を翌年度へ繰り越すものとする。

議案第70号

令和2年度岸和田市下水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

令和2年度岸和田市下水道事業会計の未処分利益剰余金について、次のとおり処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 減債積立金に 990,032,641 円を積み立てる。
- 1 資本金に 948,724,213 円を組み入れる。

議案第71号

高石市と岸和田市との間における埋蔵文化財に係る 事務の委託に関する協議について

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、高石市と岸和田市との間における埋蔵文化財に係る事務の委託に関する協議について、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

高石市と岸和田市との間における埋蔵文化財に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、高石市（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を岸和田市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財に係る事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲の権限に属する事務のうち、出土遺物の保存及び活用を除く埋蔵文化財に関すること。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

- 2 前項の規定により甲が負担する経費の額、納付時期及び納付方法については、甲及び乙が協議して定める。

(経理)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

(決算の措置)

第5条 乙は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を甲に通知しなければならない。

(委託事務の適正な管理及び執行)

第6条 甲及び乙は、委託事務の適正な管理及び執行について、定期的に協議を行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第72号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 大型提示装置 |
| 1 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 1 | 取得予定金額 | 金126,687,000円 |
| 1 | 契約の相手方 | 堺市中区深井北町3275番地
株式会社阪南ビジネスマシン
代表取締役 上 野 晋 作 |

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,247,805	1,016,156	21,263,961
16 府支出金	6,334,529	14,122	6,348,651
17 財産収入	1,294,097	145,910	1,440,007
18 寄附金	1,180,316	770	1,181,086
19 繰入金	1,781,003	△2,803	1,778,200
20 繰越金	2,801	153,760	156,561
22 市債	5,656,400	△28,900	5,627,500
歳入合計	80,195,062	1,299,015	81,494,077

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費	7,600,157	△30,309	7,569,848
03 民生費	40,244,047	210,992	40,455,039
04 衛生費	8,099,101	815,835	8,914,936
07 商工費	818,273	13,000	831,273
08 土木費	6,581,199	10,000	6,591,199
10 教育費	6,936,848	123,043	7,059,891
13 諸支出金	43,480	156,454	199,934
歳 出 合 計	80,195,062	1,299,015	81,494,077

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
28,147	0	△36,300	△6,753	△15,403
56,734	4,000	3,400	0	146,858
815,615	0	0	220	0
0	0	0	4,000	9,000
10,000	0	0	0	0
105,660	10,122	4,000	500	2,761
0	0	0	0	156,454
1,016,156	14,122	△28,900	△2,033	299,670

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,247,805	1,016,156	21,263,961
01 国庫負担金	16,600,127	159,214	16,759,341
02 衛生費国庫負担金	540,721	159,214	699,935
02 国庫補助金	3,600,783	856,942	4,457,725
01 総務費国庫補助金	693,957	221,337	915,294
02 民生費国庫補助金	1,405,218	38,784	1,444,002
03 衛生費国庫補助金	765,774	596,701	1,362,475
06 教育費国庫補助金	192,891	120	193,011

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 保健衛生費負担金	159,214	感染症予防事業費負担金 159,214 (健康推進課)
01 総務管理費補助金	221,337	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 220,913 (企画課) 男女共同参画事業費補助金 424 (人権・男女共同参画課)
02 児童福祉費補助金	38,784	放課後児童健全育成事業費補助金 4,000 (子育て支援課) 民間認定こども園施設整備支援事業費補助金 34,784 (こども園推進課)
01 保健衛生費補助金	596,701	感染症予防事業費補助金 596,701 (健康推進課)
01 教育総務費補助金	120	特別支援教育事業費補助金 120 (人権教育課)

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,334,529	14,122	6,348,651
02 府補助金	1,398,163	14,122	1,412,285
02 民生費府補助金	827,150	4,000	831,150
08 教育費府補助金	239,788	10,122	249,910

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
02 児童福祉費補助金	4,000	放課後児童健全育成事業費補助金 4,000 (子育て支援課)
03 幼稚園費補助金	10,122	民間認定こども園施設整備支援事業費補助金 10,122 (こども園推進課)

(款) 17 財産収入 (項) 02 財産売却収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
17 財産収入	1,294,097	145,910	1,440,007
02 財産売払収入	1,090,365	145,910	1,236,275
01 不動産売払収入	1,089,565	145,910	1,235,475

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 土地売払収入	145,910	土地売払収入	145,910 (こども園推進課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	1,180,316	770	1,181,086
01 寄附金	1,180,316	770	1,181,086
03 指定寄附金	216	770	986

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 指定寄附金	770	総務管理費々途指定寄附金 50 (文化国際課) 保健衛生費々途指定寄附金 220 (健康推進課) 教育総務費々途指定寄附金 500 (教育総務部総務課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	1,781,003	△2,803	1,778,200
01 基金繰入金	1,673,329	△2,803	1,670,526
03 岸和田市庁舎建設基金繰入金	6,803	△6,803	0
13 岸和田市文化財保護基金繰入金	1,744	4,000	5,744

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 岸和田市庁舎建設基金繰入金	△6,803	岸和田市庁舎建設基金繰入金 △6,803 (庁舎建設準備課)
01 岸和田市文化財保護基金繰入金	4,000	岸和田市文化財保護基金繰入金 4,000 (観光課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	2,801	153,760	156,561
01 繰越金	2,801	153,760	156,561
01 繰越金	2,801	153,760	156,561

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 繰越金	153,760	前年度繰越金 153,760 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	5,656,400	△28,900	5,627,500
01 市債	5,656,400	△28,900	5,627,500
01 総務債	64,000	△36,300	27,700
02 民生債	28,800	3,400	32,200
07 教育債	28,800	4,000	32,800

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 総務管理債	△36,300	庁舎建替事業債	△36,300 (庁舎建設準備課)
02 児童福祉債	3,400	認定こども園整備事業債	3,400 (こども園推進課)
02 幼稚園債	4,000	認定こども園整備事業債	4,000 (こども園推進課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,600,157	△30,309	7,569,848	28,147	△36,300	△6,753	△15,403
01 総務管理費	6,284,480	△57,889	6,226,591	567	△36,300	△6,753	△15,403
02 情報化推進費	328,237	△5,500	322,737	0	0	0	△5,500
08 財産管理費	654,780	△53,006	601,774	0	△36,300	△6,803	△9,903
11 文化国際費	413,582	50	413,632	0	0	50	0
15 男女共同参画 推進費	2,092	567	2,659	567	0	0	0
03 戸籍住民基本台 帳費	427,739	27,580	455,319	27,580	0	0	0
01 戸籍住民基本 台帳費	427,739	27,580	455,319	27,580	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	△5,500	002800 ネットワークシステム 運用事業 (IT推進課)	△5,500 12 委託料 その他の委託料 △5,500
07 報償費	△543	099400 岸和田市庁舎建設基金 積立事業 (庁舎建設準備課)	150,000 24 積立金 積立金 150,000
08 旅費	△22		
10 需用費	△152	110800 庁舎建替事業 (庁舎建設準備課)	△543 07 報償費 報償金 △543
11 役務費	△81		△22 08 旅費 普通旅費 △22
12 委託料	△68,926		△152 10 需用費 印刷製本費 △152
14 工事請負費	△133,282		△81 11 役務費 通信運搬費 △24
24 積立金	150,000		△57 12 委託料 設計、測量等委託料 △68,926
			△133,282 14 工事請負費 工事費 △133,282
24 積立金	50	006100 岸和田市文化振興基金 積立事業 (文化国際課)	50 24 積立金 積立金 50
12 委託料	567	008800 男女共同参画事業 (人権・男女共同参画課)	567 12 委託料 事業実施運営委託料 567
12 委託料	20,951	012200 住民基本台帳事務事業 (市民課)	20,951 12 委託料 システム管理・開発委託料 20,951
13 使用料及び賃借料	629		629 13 使用料及び賃借料 電算機器・システム使用料 629
17 備品購入費	6,000		6,000 17 備品購入費 庁用器具費 6,000

(款) 03 民生費 (項) 02 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	40,244,047	210,992	40,455,039	60,734	3,400	0	146,858
02 児童福祉費	13,561,947	210,992	13,772,939	60,734	3,400	0	146,858
01 児童福祉総務費	481,947	145,910	627,857	0	0	0	145,910
02 子ども・子育て支援費	9,194,720	20,865	9,215,585	20,865	0	0	0
06 児童福祉施設費	199,510	44,217	243,727	39,869	3,400	0	948

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	145,910	122100 公共公益施設整備基金 積立事業 (こども園推進課)	24 積立金 145,910 積立金 145,910
12 委託料	12,000	024800 放課後児童健全育成事 業 (子育て支援課)	12 委託料 12,000 その他の委託料 12,000
14 工事請負費	90		
18 負担金、補助 及び交付金	8,775	022200 地域子育て支援センタ ー事業 (子育て施設課)	14 工事請負費 90 工事費 90
		093300 教育・保育施設等運営 支援事業 (子育て施設課)	18 負担金、補助及び交付金 8,775 補助金 8,775
14 工事請負費	5,085	023600 保育所整備事業 (子育て施設課)	14 工事請負費 5,085 工事費 5,085
18 負担金、補助 及び交付金	39,132	119400 民間認定こども園施設 整備支援事業 (こども園推進課)	18 負担金、補助及び交付金 39,132 補助金 39,132

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	8,099,101	815,835	8,914,936	815,615	0	220	0
01 保健衛生費	2,999,949	815,835	3,815,784	815,615	0	220	0
01 保健衛生総務費	632,129	200	632,329	0	0	200	0
02 予防費	1,876,424	815,615	2,692,039	815,615	0	0	0
04 母子保健費	242,744	20	242,764	0	0	20	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	200	026900 保健センター管理事業 (健康推進課) 200	17 備品購入費 200 庁用器具費 200
01 報酬	1,060	117200 感染症予防事業 (健康推進課) 815,615	01 報酬 1,060 非常勤職員報酬 360 会計年度任用職員報酬 700
03 職員手当等	13,209		03 職員手当等 13,209 超過勤務手当 13,209
07 報償費	126,643		07 報償費 126,643 報償金 126,643
08 旅費	75		08 旅費 75
10 需用費	1,887		費用弁償 60 会計年度任用職員費用弁償 15
11 役務費	450		10 需用費 1,887 消耗品費 100 印刷製本費 1,052 光熱水費 623 医薬材料費 112
12 委託料	622,096		11 役務費 450 通信運搬費 250 手数料 200
13 使用料及び賃借料	7,086		12 委託料 622,096 事業実施運営委託料 538,820 その他の委託料 83,276
17 備品購入費	1,109		13 使用料及び賃借料 7,086 電算機器・システム使用料 693 会場等借上料 6,393
18 負担金、補助及び交付金	42,000		17 備品購入費 1,109 庁用器具費 1,109
			18 負担金、補助及び交付金 42,000 補助金 42,000
17 備品購入費	20	028200 母子保健事業 (健康推進課) 20	17 備品購入費 20 庁用器具費 20

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	818, 273	13, 000	831, 273	0	0	4, 000	9, 000
01 商工費	818, 273	13, 000	831, 273	0	0	4, 000	9, 000
03 観光費	213, 193	13, 000	226, 193	0	0	4, 000	9, 000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	13,000	039100 岸和田城管理事業 (観光課) 3,000	17 備品購入費 3,000 機械器具費 3,000
		072400 二の丸広場観光交流セ ンター管理事業 (観光課) 10,000	17 備品購入費 10,000 庁用器具費 10,000

(款) 08 土木費 (項) 07 都市計画費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
08 土木費	6,581,199	10,000	6,591,199	10,000	0	0	0
07 都市計画費	4,870,919	10,000	4,880,919	10,000	0	0	0
01 都市計画総務費	1,477,475	10,000	1,487,475	10,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助 及び交付金	10,000	094200 交通政策検討事業 (市街地整備課) 10,000	18 負担金、補助及び交付金 10,000 負担金 10,000

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	6,936,848	123,043	7,059,891	115,782	4,000	500	2,761
01 教育総務費	860,774	620	861,394	120	0	500	0
04 教育基金費	45	500	545	0	0	500	0
06 教育振興費	246,205	120	246,325	120	0	0	0
02 小学校費	1,005,377	40,392	1,045,769	40,392	0	0	0
01 学校管理費	616,647	40,392	657,039	40,392	0	0	0
03 中学校費	572,000	22,704	594,704	22,704	0	0	0
01 学校管理費	257,506	22,704	280,210	22,704	0	0	0
04 高等学校費	741,211	21,380	762,591	21,380	0	0	0
01 高等学校総務費	718,519	21,380	739,899	21,380	0	0	0
05 幼稚園費	1,784,500	24,247	1,808,747	19,186	4,000	0	1,061
01 幼稚園費	1,784,500	24,247	1,808,747	19,186	4,000	0	1,061
06 社会教育費	698,569	1,700	700,269	0	0	0	1,700
02 青少年教育費	18,095	1,700	19,795	0	0	0	1,700
07 保健体育費	1,274,417	12,000	1,286,417	12,000	0	0	0
07 市民体育館費	120,969	12,000	132,969	12,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	500	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課) 500	24 積立金 500 積立金 500
17 備品購入費	120	052100 特別支援教育事業 (人権教育課) 120	17 備品購入費 120 教材器具費 120
14 工事請負費	40,392	052800 小学校管理事業 (学校管理課) 40,392	14 工事請負費 40,392 工事費 40,392
14 工事請負費	22,704	054600 中学校管理事業 (学校管理課) 22,704	14 工事請負費 22,704 工事費 22,704
14 工事請負費	21,380	056500 高等学校整備事業 (産業高校学務課) 21,380	14 工事請負費 21,380 工事費 21,380
14 工事請負費 18 負担金、補助 及び交付金	9,064 15,183	119300 民間認定こども園施設 整備支援事業 (こども園推進課) 15,183 058100 幼稚園管理事業 (学校管理課) 9,064	18 負担金、補助及び交付金 15,183 補助金 15,183 14 工事請負費 9,064 工事費 9,064
12 委託料	868	059300 青少年活動事業 (生涯学習課) 1,700	12 委託料 868 その他の委託料 868
13 使用料及び賃 借料	832		13 使用料及び賃借料 832 会場等借上料 832
14 工事請負費	12,000	065900 総合体育館管理事業 (スポーツ振興課) 12,000	14 工事請負費 12,000 工事費 12,000

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	43,480	156,454	199,934	0	0	0	156,454
02 還付金	12,533	156,454	168,987	0	0	0	156,454
01 使用料及び手数料還付金	12,533	1,489	14,022	0	0	0	1,489
02 国庫支出金還付金	0	147,948	147,948	0	0	0	147,948

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子 及び割引料	1,489	066900 文化会館等使用料還付 事業 (文化国際課)	22 償還金、利子及び割引料 還付金及び還付加算金 1,489 1,489
22 償還金、利子 及び割引料	147,948	121800 DV対策事業費国庫補 助金償還事業 (人権・男女共同参画課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 23 23
		086300 特別障害者手当等国庫 負担金償還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 525 525
		090400 障害者虐待防止対策支 援事業費国庫補助金償 還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 130 130
		106700 障害者システム運用事 業費国庫補助金償還事 業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 746 746
		111600 障害者自立支援医療費 国庫負担金償還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 15,626 15,626
		122000 事業者・法人指定指導 事業費国庫補助金償還 事業 (広域事業者指導課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 63 63
		095600 子育て支援訪問事業費 国庫補助金償還事業 (健康推進課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 2,242 2,242
		068300 母子福祉費国庫負担金 償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 919 919
		086500 障害児通所支援給付費 等国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 6,625 6,625
		100500 放課後児童健全育成事 業費国庫補助金償還事 業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 8,094 8,094

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		104400 ファミリー・サポート 事業費国庫補助金償還 事業 (子育て支援課) 48	22 償還金、利子及び割引料 48 償還金 48
		068200 児童手当国庫負担金償 還事業 2,336 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 2,336 償還金 2,336
		068400 児童扶養手当国庫負担 金償還事業 2,838 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 2,838 償還金 2,838
		068500 母子家庭等対策費国庫 補助金償還事業 623 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 623 償還金 623
		090600 児童虐待・DV対策等 総合支援事業費国庫補 助金償還事業 789 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 789 償還金 789
		096000 未熟児養育医療給付費 国庫負担金償還事業 1,532 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 1,532 償還金 1,532
		096100 家庭児童相談事業費国 庫補助金償還事業 11 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 11 償還金 11
		096200 児童虐待防止事業費国 庫補助金償還事業 15 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 15 償還金 15
		096300 子育て短期支援事業費 国庫補助金償還事業 198 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 198 償還金 198
		121600 子育て世帯臨時特別給 付金支給事業費国庫補 助金償還事業 15,433 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 15,433 償還金 15,433
		121700 ひとり親世帯臨時特別 給付金支給事業費国庫 補助金償還事業 54,896 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 54,896 償還金 54,896
		100600 保育士等職員研修・育 成事業費国庫補助金償 還事業 257 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 257 償還金 257

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		100700 民間保育所運営支援事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 5,387 償還金 5,387
		100800 認定こども園運営支援事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 8,077 償還金 8,077
		104500 地域型保育運営支援事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 638 償還金 638
		104600 病児保育事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 6,153 償還金 6,153
		104700 一時預かり事業費(幼稚園型)国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 7,171 償還金 7,171
		117800 地域子育て支援センター事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 291 償還金 291
		117900 保育所運営事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 595 償還金 595
		118000 特定教育・保育等支援事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 2,427 償還金 2,427
		118300 一時預かり事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 1,192 償還金 1,192
		119800 認定こども園施設整備支援事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 2,048 償還金 2,048
22 償還金、利子及び割引料	7,017	111700 障害者自立支援医療費府負担金償還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 492 償還金 492

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		069200 生活保護費府負担金償 還事業 (生活福祉課)	22 償還金、利子及び割引料 6,481 償還金 6,481
		121900 低所得者介護保険料軽 減府負担金償還事業 (介護保険課)	22 償還金、利子及び割引料 44 償還金 44

国民健康保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
07 繰越金	1	13,786	13,787
歳入合計	22,153,705	13,786	22,167,491

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
07 諸支出金	21, 222	13, 786	35, 008
歳 出 合 計	22, 153, 705	13, 786	22, 167, 491

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	13,786
0	0	0	0	13,786

2 歳 入

(款) 07 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
07 繰越金	1	13,786	13,787
01 繰越金	1	13,786	13,787
01 繰越金	1	13,786	13,787

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 繰越金	13,786	前年度繰越金 13,786 (健康保険課)

3 歳 出

(款) 07 諸支出金 (項) 01 償還金及び還付加算金

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子 及び割引料	13,786	605400 保険給付費等交付金償 還事業 (健康保険課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		13,786	13,786 13,786

介護保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
08 繰越金	1	480,770	480,771
歳入合計	17,624,495	480,770	18,105,265

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
05 積立金	446	371,099	371,545
07 諸支出金	4,002	109,671	113,673
歳 出 合 計	17,624,495	480,770	18,105,265

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	371,099
0	0	0	0	109,671
0	0	0	0	480,770

2 歳 入

(款) 08 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
08 繰越金	1	480,770	480,771
01 繰越金	1	480,770	480,771
01 繰越金	1	480,770	480,771

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 繰越金	480,770	前年度繰越金 480,770 (介護保険課)

3 歳 出

(款) 05 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
05 積立金	446	371,099	371,545	0	0	0	371,099
01 積立金	446	371,099	371,545	0	0	0	371,099
01 介護給付準備 基金積立金	446	371,099	371,545	0	0	0	371,099

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	371,099	703700 岸和田市介護保険給付 準備基金積立事業 (介護保険課)	24 積立金 371,099 積立金 371,099

(款) 07 諸支出金 (項) 01 償還金及び還付加算金

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子 及び割引料	109,671	704700 介護保険償還事業 (介護保険課) 109,671	22 償還金、利子及び割引料 償還金 109,671

病 院 事 業 会 計

令和３年度 病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 病院事業収益			千円 15,000,861	千円 781	千円 15,001,642	
	2 医 業 外 収 益		1,031,872	781	1,032,653	
		9 その他医業外収益	156,866	781	157,647	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 病院事業費用			千円 15,006,391	千円 781	千円 15,007,172	
	1 医 業 費 用		14,443,672	781	14,444,453	
		2 材 料 費	4,551,768	641	4,552,409	
		3 経 費	2,413,145	140	2,413,285	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本的収入			千円 1,212,200	千円 183,857	千円 1,396,057	
	2 補 助 金		1,000	182,438	183,438	
		1 府 補 助 金	1,000	182,438	183,438	
	6 寄 附 金		0	1,419	1,419	
		1 寄 附 金	0	1,419	1,419	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本的支出			千円 2,297,778	千円 183,857	千円 2,481,635	
	1 建 設 改 良 費		835,542	183,857	1,019,399	
		2 資 産 購 入 費	600,000	183,857	783,857	

收益的收入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 病 院 事 業 収 益	15, 000, 861	781	15, 001, 642
項	2 医 業 外 収 益	1, 031, 872	781	1, 032, 653

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

収益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 病 院 事 業 費 用	15,006,391	781	15,007,172
項	1 医 業 費 用	14,443,672	781	14,444,453

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
2 材 料 費	4,551,768	641	4,552,409	4 医療消耗備品費
3 経 費	2,413,145	140	2,413,285	4 消 耗 品 費
計	14,443,672	781	14,444,453	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
641	医 療 消 耗 備 品 費	641
140	消 耗 品 費	140

資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 収 入	1, 212, 200	183, 857	1, 396, 057
項	2 補 助 金	1, 000	182, 438	183, 438

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 府 補 助 金	1, 000	182, 438	183, 438	1 府 補 助 金
計	1, 000	182, 438	183, 438	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
182,438	府 補 助 金 182,438	

資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 収 入			
項	6 寄 附 金	0	1,419	1,419

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 寄 附 金	0	1,419	1,419	1 寄 附 金
計	0	1,419	1,419	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
1,419	寄 附 金 1,419	

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 支 出	2, 297, 778	183, 857	2, 481, 635
項	1 建 設 改 良 費	835, 542	183, 857	1, 019, 399

[illegible]

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
183,857	医 療 機 器 等 購 入 費 183,857	

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 補正予算給与費明細書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画				前前年度 末までの 支出額 千円	前年度末 までの 支出 (見込)額 千円	当該年度 支 出 予 定 額 千円	当該年度 末までの 支 出 予 定 額 千円	翌 年 度 以降支出 予 定 額 千円	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率 %			
			年度	年割額 千円	左 の 財 源 内 訳										
					国庫支出金 千円	特 定 財 源 府支出金 千円							財 源 地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
02	01		2	0								0.00			
総 務 部	総 務 課	庁 舎 変 更	3	202,208						202,208			1.57		
			4	912,003			820,800			91,203		912,003	7.09		
			5	3,268,438			2,941,500			326,938		3,268,438	25.41		
			6	2,295,450			2,065,900			229,550		2,295,450	17.85		
			7	2,554,631			2,298,600			256,031		2,554,631	19.86		
			8	1,113,235			1,001,900			111,335		1,113,235	8.65		
			9	2,412,599			2,171,300			241,299		2,412,599	18.76		
			10	104,415			93,900			10,515		104,415	0.81		
			計	12,862,979	0	0	11,393,900	0	0	1,469,079	0	202,208	12,660,771	100.00	
			2	0						0				0.00	
費 用 部	費 用 課	業 務 変 更 後	3	0								0.00			
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00		

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)		(一般会計)									
事	項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内				一般財源
			支出(見込)額	期間	支出期間	金額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
齋場整備運営事業者選定支援 業務委託 (齋場整備事業)		千円 29,800			令和3年度	0					千円 0
					令和4年度	0					0
					令和5年度	29,800				14,900	14,900
保育士等就職フェア業務委託 (教育・保育施設等運営支援 事業)		1,842			令和3年度	0					0
					令和4年度	1,842					1,842

(変更分)		(一般会計)									
事	項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内				一般財源
			支出(見込)額	期間	支出期間	金額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
変 更 前	学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業 (浜小学校・城東小学校))	千円 93,450			令和3年度	0					千円 0
					令和4年度	31,150					31,150
					令和5年度	31,150					31,150
					令和6年度	31,150					31,150
変 更 後	学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業 (浜小学校・城東小学校・八木北小学校))	162,786			令和3年度	0					0
					令和4年度	54,262					54,262
					令和5年度	54,262					54,262
					令和6年度	54,262					54,262

3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額					
				当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額								
	補正額 の 額	補正額	補正後 の 額	補正額 の 額	補正額	補正後 の 額	補正額 の 額	補正額	補正後 の 額	補正額 の 額	補正額	補正後 の 額	補正額 の 額	補正後 の 額	補正後 の 額
1 普通債															
(1) 土 木	1,126,564	△ 92,480	1,034,084	210,200		210,200	80,926		80,926	1,255,838	△ 92,480			1,163,358	
(2) 農 林 水 産	229,686	△ 76,700	152,986	100,400		100,400	4,408		4,408	325,678	△ 76,700			248,978	
(3) 教 育	6,080,226	53,475	6,133,701	5,900		5,900	571,839		571,839	5,514,287	53,475			5,567,762	
(4) 公 営 住 宅	1,336,967	24,200	1,361,167	8,300		8,300	84,044		84,044	1,261,223	24,200			1,285,423	
(5) 消 防 施 設	1,721,035	△ 246,100	1,474,935	60,900		60,900	215,399		215,399	1,566,536	△ 246,100			1,320,436	
(6) 会 館	3,624,815	712	3,625,527	30,000		30,000	692,599		692,599	2,962,216	712			2,962,928	
(7) 図 書 館	16,279	370	16,649				2,820		2,820	13,459	370			13,829	
(8) 都 市 計 画	7,242,546	△ 342,550	6,899,996	943,500		943,500	1,026,262		1,026,262	7,159,784	△ 342,550			6,817,234	
(9) 保 育 施 設	340,199	519	340,718				33,925		33,925	306,274	519			306,793	
(10) 庁 舎				36,300	△ 36,300					36,300	△ 36,300				
(11) そ の 他	1,150,270	△ 40,234	1,110,036	185,000	7,400	192,400	69,435		69,435	1,265,835	△ 32,834			1,233,001	
計	22,868,587	△ 718,788	22,149,799	1,580,500	△ 28,900	1,551,600	2,781,657	0	2,781,657	21,667,430	△ 747,688			20,919,742	
2 災害復旧債															
(1) 土 木	17,888	1	17,889				3,113		3,113	14,775	1			14,776	
(3) 教 育	182,700	△ 1,825	180,875				23,019		23,019	159,681	△ 1,825			157,856	
(4) 会 館	100,889	1,261	102,150				11,350		11,350	89,539	1,261			90,800	
(5) 図 書 館	42,489	531	43,020				4,780		4,780	37,709	531			38,240	
(6) そ の 他	23,556	294	23,850				2,650		2,650	20,906	294			21,200	
計	375,122	262	375,384	0	0	0	45,862	0	45,862	329,260	262			329,522	
3 その他の債															
(2) 臨時財政対策債	33,858,677	△ 1,070,201	32,788,476	4,070,000		4,070,000	2,528,943		2,528,943	35,399,734	△ 1,070,201			34,329,533	
(4) 減収補てん債	569,647	△ 107,300	462,347				34,141		34,141	535,506	△ 107,300			428,206	
(6) 公有財産管理事業債	14,212	△ 650	13,562	5,900		5,900	2,260		2,260	17,852	△ 650			17,202	
計	37,697,355	△ 1,508,051	36,189,304	4,075,900	0	4,075,900	3,496,080	0	3,496,080	38,277,175	△ 1,508,051			36,769,124	
一般会計	60,941,064	△ 2,226,577	58,714,487	5,656,400	△ 28,900	5,627,500	6,323,599	0	6,323,599	60,273,865	△ 2,255,477			58,018,388	
1 施設整備事業債	2,478,850	△ 1,098,876	1,379,974	253,700		253,700	67,785		67,785	2,664,765	△ 1,098,876			1,565,889	
特別会計	5,987,470	△ 1,098,876	4,888,594	253,700	0	253,700	477,065	0	477,065	5,764,105	△ 1,098,876			4,665,229	
合 計	66,928,534	△ 3,325,453	63,603,081	5,910,100	△ 28,900	5,881,200	6,800,664	0	6,800,664	66,037,970	△ 3,354,353			62,683,617	

4) 補正予算給与費明細書

1 一般職
(1) 総括

(一般会計)

区分	職員数			給与			費計	共済費	合計	備考
	職員	任期付職員	再任用職員	任用職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当		
補正後	人 1,340	人 1	人 51	人 (1,521)	人 (1,521)	千円 1,447,337	千円 5,111,518	千円 4,053,612	千円 10,612,467	千円 12,524,443
補正前	1,340	1	51	(1,519)	(1,519)	1,446,277	5,111,518	4,040,403	10,598,198	12,510,174
比較	0	0	0	(2)	(2)	1,060	0	13,209	14,269	14,269

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職員手当 の内訳	区分	超過勤務 手当
	補正後	千円 328,622
	補正前	315,413
比較	比較	13,209

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与		費 計	合 計	備 考
	職 員	任 期 付 職 員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	
補 正 後	人 1,340	人 1	人 51	千円	千円 5,111,518	千円 3,839,509	千円 10,682,176
補 正 前	1,340	1	51		5,111,518	3,826,300	10,668,967
比 較	0	0	0		0	13,209	13,209

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当	
		補 正 後	千円 328,622
		補 正 前	315,413
		比 較	13,209

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 会計年度任用職員	給			与			費 計	共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給	料	職 員 手 当	計	料				
補 正 後	(1,521) 人	1,447,337 千円		千円	214,103 千円	1,661,440 千円		180,827 千円		1,842,267 千円	
補 正 前	(1,519)	1,446,277			214,103	1,660,380		180,827		1,841,207	
比 較	(2)	1,060			0	1,060		0		1,060	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 1, 060	1	その他の増減分	千円 1, 060	
職員手当	13, 209	1	その他の増減分	超過勤務手当 13, 209	